



自筆証書遺言・遺留分に関するルールが変わります！

●概要

2018年7月に、1980年以来約40年ぶりとなる相続に関する民法の改正がありました。

今回は、この改正の中から、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止する観点から創設された「自筆証書遺言の方式緩和」など、遺言に関わる改正点を詳しく説明します。

●自筆証書遺言の方式緩和（2019年1月13日施行）

(1) これまでの制度

遺言書の全文を自書する必要がありました。財産目録も全て自書しなければならないため、書く文章量が多く、遺言者の負担となっていました。

(2) 改正後の制度

- ①自筆証書遺言に添付をする財産目録を、パソコン等で作成できるようになりました。
- ②預金通帳のコピーや不動産の登記簿謄本などを財産目録とすることができるようになりました。

(※) 財産目録には、署名押印が必要ですので、偽造も防止することができます。

●法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設（2020年7月10日施行（今後））

(1) 現行制度

- ①自宅で保管することが多く、紛失や相続人が見つけた場合に廃棄・改ざんなどのリスクがあります。
- ②自筆証書遺言の場合は、遺言者の死亡後に家庭裁判所で「遺言書の検認」の手続きが必要で、時間と手間がかかります。

(2) 改正後の制度

自筆証書遺言を法務局に保管申請ができるようになります。

- ①法務局が自筆証書遺言の形式に不備がないかの確認をした上で保管するため、現行制度での紛失・改ざん・廃棄などを防ぐことができます。
- ②法務局に保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認の手続きが不要です。

●遺留分制度の見直し（2019年7月1日施行）

遺留分とは、法定相続人に認められる、最低限の遺産取得分（法定相続分の1/2※）で、遺言などで遺留分が侵害された者は、侵害された相当額を請求することができます。

※相続人が父母、祖父母などの直系尊属のみである場合には1/3

(1) これまでの制度

遺留分の対象となる財産が「不動産のみ」などの場合には、不動産が共有名義となり、相続後の不動産の運営、処分などに支障が出るおそれがありました。

(2) 改正後の制度

①遺留分侵害額に相当する金額は「原則金銭で請求をする」こととなりました。

・メリット

共有名義を回避することができるようになります。

・デメリット

遺留分侵害額に相当する金額を請求された際、金銭での支払いができないため、金銭に代えて、不動産の持ち分を渡した場合は、民法上、「代物弁済」にあたります。

代物弁済は、税務上では、「不動産の持ち分を譲渡（売却）した」と取り扱われますので、譲渡所得による所得税・住民税の納税が必要となる可能性があります。

●自筆証書遺言と公正証書遺言

「自筆証書遺言」は、自書能力さえ備わっていれば、いつでも自らの意思で作成することができ、手軽かつ自由度が高く、今回の改正により、更に利用しやすくなりました。

これ対し、「公正証書遺言」は、公証役場にて公証人の関与の下で、2人以上の証人が立会うなど厳格な方式で作成され、公証人がその原本を厳重に保管するという信頼感の高い制度です。公証人の助言を受けながら作成することができる点も安心感があります。作成の際には、担当者にご相談下さい。 (古井 洋平)

※ 10月号は都合によりお休みいたしました。